

民間事業提案窓口 タイプ1 受付チェックリスト

(公共交通圏域外解消に資する主体的な取組の提案)

道路・交通政策局交通政策課

提案の受け入れの際、「相談時」「申請書提出」の各段階において以下の項目を確認する。

1 提案企業の状況

1-1 資格

相談 申請書

- 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しないこと(誓約ア)
- 横浜市税の滞納はないこと(誓約イ)
- 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事生法に基づく再生手続きの申立がなされていないこと(誓約ウ)
- 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされておらず、その開始決定がされていないこと(誓約エ)
- 銀行取引停止処分を受けていないこと(誓約オ)
- 提案書提出時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと(誓約カ)
- 責任者を含む主体(調整役)に成年後見人、被保佐人、被補助人、未成年が含まれていないこと(誓約キ)

1-2 責任・意欲

相談 申請書

- 責任者を含め2名以上が主体(調整役)として取組に参加できる【提案書2】
- 組織の中核として運行計画・運行管理等(別表1-1, 2-1)の業務を担う意欲がある【提案書別表】
※1項目でも「不可」がある場合、提案書は受付できません。

<input type="checkbox"/> 協議体運営・地域連携	<input type="checkbox"/> 運行計画の策定・手続きに関する取りまとめ	<input type="checkbox"/> 運行管理
<input type="checkbox"/> 収支管理・財務運営	<input type="checkbox"/> 評価・改善	<input type="checkbox"/> 利用促進・広報活動(デマンド型が必須)
- 拠点が近傍(首都圏内)にある、または遠方からでも対応できる体制が確認できる【提案書2】
- 協議会の運営調整に要する費用は、横浜市地域交通導入支援補助金の補助対象外であることを了承している(誓約ク)
- 5年以上事業を継続する意思がある(2年連続で条件未達成の場合、継続できないことを理解している)【提案書3・()内誓約サ】
- 業務体制において運営は提案事業者が実施し、行政の協力は企業や地域などの連携先の紹介であることを理解している(留意点⑭)
- 本格運行後に収支率未達成の場合、協定に基づいた負担が発生することを了承している(誓約コ)
- サービス終了時の利用者・関係者への対応方針が示されている(2年連続未達&撤退時)【提案書3】

1-3 実力・実績(タイプ1・2共通)

相談 申請書

- 募集対象の提案に適合する実績の有無(運行システム等)【提案書1】
➔募集対象に合致しないが実装段階の事業:「YOKOHAMA Hack」「共創フロント」を紹介
実装の可能性が低い事業:「経済局のスタートアップ支援」を紹介
- 提供できるリソース(能力、資金、ソリューション等)が確認できる【提案書1】
- 提案事業の実装の実績が確認できる【提案書1】

2 提案・企画内容

<具体化すべき項目>

相談 申請書

- 目標収支率の達成に向けた効果検証及び改善方法(データ取得と分析の方法)が整理されている【提案書4、5】
- 初期費用と運用経費が示されている【提案書4】
- 収支の予測(本格運行後の最低目標収支率 50%)と達成に向けた具体的な取組、他の財源確保策(協賛金、国費など)が整理されている【提案書4】
- 地域や関係者の規模、運行準備(地域公共交通会議や周知啓発期間、予算要求等)を踏まえたスケジュールが整理されている【提案書6】
- 利用者向けの案内方法、常時・緊急時対応(窓口・連絡体制・対応方法)が整っている【提案書7】
- 連携する事業者と役割分担が整理されている【提案書8】

3 取組の価値を高める工夫

相談 申請書

- 安全性を高める工夫【提案書9】
- 負担軽減の工夫(ICT 活用等)【提案書9】
- 予約抵抗感の解消に向けた工夫(デマンド対応)【提案書9】
- 他の生活サービスとの連携の提案【提案書9】
- 地域の機運醸成・利用促進に向けた周知啓発(システム含む)の工夫【提案書9】